

ザクセン王国の土地負担償却 件数統計とその問題点

松 尾 展 成

I 初 め に

近年 R. Groß 氏はザクセン王国の農民解放に関する著作を刊行し、研究史上の空隙を埋めるのに大きく寄与した。同書の中で土地負担償却の実施過程を取り扱っているのは、第3章「改革措置の具体化」である。その第1節「土地負担解消の実施」の序論は、「伝えられている統計資料に基づいて今日では、償却されるべき負担の範囲、……終末期におけるさまざまな封建的諸負担相互の関係、償却協定の時間的順序に関する明確な像が得られる」(傍点引用者。以下同じ)と述べ、統計の典拠として Reuning⁽²⁾を挙げている。⁽³⁾

序論に続く「償却種目の構成」の項では、「償却・共同地分割全国委員会 (General kommission für Ablösungen und Gemeinheitsteilungen) は償却事項において合計25,152件を処理し

⁽⁴⁾た」として、その構成が第1表のように示されている。この件数は、構成比の円グラフの説明によれば、「1833年から1859年までに償却・共同地分割全国委員会に提出された償却提議」のそれである。この統計に基づく同氏の主張は次の通りである。(i) 現物貢租、貨幣貢租、賦役、保有移転貢租、放牧権

第1表 種目別償却件数

賦 役	3,757 (14.94 %)
現 物 貢 租	6,910 (27.47 %)
保有移転貢租	3,459 (13.76 %)
貨 幣 貢 租	6,808 (27.07 %)
放 牧 権	2,549 (10.13 %)
地 役 権	1,519 (6.04 %)
製粉強制	109 (0.43 %)
ビール販売	41 (0.16 %)
合 計	25,152 (100.00 %)

が「農民負担の主要部分」を占めていたこと。(ii) これらの負担種目の中では現物貢租と貨幣貢租が「最も広まっていた」こと。(iii) それに対して賦役は後景に退いていたこと。⁽⁵⁾

次に同氏は「償却の時間的順序」の項で、償却・共同地分割全国委員会における1833—75年の年次別・種目別償却提議・決済件数表から以下の結論を導いている。「…ザクセンの農民的土地所有はまず1846/47年までに、賦役と放牧権・牧道権の形をとる最も重圧的な桎梏から解放された。……農民層は1842年以後は貨幣・現物貢租の束縛からもますます解放された。1854/55年頃以後は、なお遅れていた協定が決済されたにすぎない。償却の終結は委託地代銀行の〔受託〕停止によって示される。この1859年までに土地負担の解消は実質的に完結させられえた……」と。⁽⁷⁾

以上のようなGroß氏の立論の基礎となった土地負担償却件数統計を検討して、そのもつ問題点を析出することが、本稿の目的である。

〔註〕

(1) Groß (b).

(2) Reuning (b), S. 52—53.

(3) Groß (b), S. 125.

(4) Groß (b), S. 125.

(5) Groß (b), S. 125—126.

(6) Groß (b), S. 129. —この表の典拠は明示されていないが、1833—64年については上述Reuning (b)であろう。そうだとすれば、この表の数字のうち、1865年は1864年の誤植であり、1851年の現物貢租の提議件数244は224の誤植である。また、この表で出所不明の「1866—75年」(上記の誤植を考慮すれば、「1865—75年」)の数字は、放牧権とその他の地役権の提議件数の2ヶ所(いずれもゼロ)を除いて、本稿第2表のそれと同一である。

(7) Groß (b), S. 128. —多くの論者が、ザクセンの償却は1834年から1859年までの25年間にほぼ完全に実施されたと主張している。Vgl. Langsdorff (a), S. 21; Landrentenbank, S. 36; Langsdorff (c), S. 87; Bär, S. 28; Benedict, S. 21; Schmidt (a), S. 149; Groß (a), S. 18; Groß (b), S. 120. ただし、Kötzschke (S. 143) は別の見解で、「改革期に始まった、土地負担解消の事業は約2世代の後に完結した」と述べているが、その論拠は不明である。

II 土地負担償却件数統計

1 Groß 氏の用いた地代償却件数統計は完全なものであるか。この問いに回答するために我々はまず、償却事項を統括する官庁の歴史に目を向けよう。

ザクセン王国の土地負担償却において1832年3月17日の償却・共同地分割法——以下では32年償却法と略記——は画期的な意義をもった。同法第1条が1833年1月1日以降、両当事者（権利者・義務者）の自由意志による協定に代えて、一方の当事者の提議をもって償却（および共同地分割）の条件としたからである。そして、この償却提議は同法第56、57条によれば、旧来の給付の一部分についても全体についても可能であったし、各人の給付が確定している場合には、個々の義務者が償却を提議することもできた。

同法公布より早く、内閣諸部門の設置とそれに関連する臨時的措置に関する1831年11月7日の命令第4条Cによって、「農場領主的・農民的諸関係の調整、とくに償却業務の指導」は内務省の任務とされていたが、償却・共同地分割事項を統括する官庁として、32年償却法第218条に基づいて創設されたのが、償却・共同地分割全国委員会——以下では全国委員会と略記——である。⁽³⁾ この全国委員会は32年償却法第239、261条によって、償却・共同地分割に関するすべての協定を承認し、発効させる権限を与えられており、この協定の中には、全国委員会への一方の当事者の提議に基づいて特別委員会の仲介で作成された協定はもちろん、当事者相互間の合意のみによって作成された協定も含まれていた。⁽⁴⁾

次に、1834年6月14日の耕地整理法第7条によって、耕地整理に関する協定にも全国委員会の承認が必要とされ、さらに、1861年11月26日の土地改良地代銀行（Landescultur-Rentenbank）設立法第9条は排水・灌漑に係わる土地改良地代の仲介業務をも全国委員会に指定した。⁽⁵⁾

しかし、1876年になると全国委員会は、全ザクセンを管轄する権限を保持したまま地方機関（ドレーズデン県庁付属償却・共同地分割全国委員会

第2表 年次別・種目別提議・決済件数(全国委員会)

年次	賦役		現物資租		保有移転賃租		貨幣賃租		放牧權		狩猟權	
	提議	決済	提議	決済	提議	決済	提議	決済	提議	決済	提議	決済
1833	420	6	185	3	—	—	—	—	260	—	—	—
1834	307	24	140	11	—	—	—	—	207	2	—	—
1835	233	45	236	25	—	—	—	—	139	8	—	—
1836	291	130	185	81	—	—	—	—	200	50	—	—
1837	152	216	117	146	—	—	—	—	109	84	—	—
1838	236	243	316	175	—	—	—	—	148	100	—	—
1839	197	308	317	240	—	—	—	—	127	166	—	—
1840	175	323	289	327	—	—	—	—	111	163	—	—
1841	141	260	296	484	—	—	—	—	118	175	—	—
1842	270	308	452	365	—	—	—	—	234	206	—	—
1843	163	269	327	480	—	—	—	—	104	211	—	—
1844	145	216	340	292	—	—	—	—	87	192	—	—
1845	157	222	183	376	—	—	—	—	70	163	—	—
1846	134	210	164	230	71	13	—	—	80	172	—	—
1847	65	99	120	177	454	85	—	—	49	103	—	—
1848	42	109	72	177	271	233	—	—	33	97	—	—
1849—50	77	125	166	182	596	577	—	—	54	104	—	—
1851	43	37	224	97	543	428	445	50	31	55	—	—
1852—53	291	68	2058	456	1042	766	4261	1983	176	88	—	—
1854	153	103	346	450	222	301	1146	1505	144	94	—	—
1855	27	117	167	630	108	352	417	1093	32	75	—	—
1856	18	125	99	482	66	226	368	801	7	73	—	—
1857	4	61	39	366	27	162	50	511	5	38	—	—
1858—59	13	122	58	606	41	278	103	827	16	73	1	—
1860	2	6	6	14	6	7	8	8	3	10	—	—
1861	—	2	1	10	8	18	8	21	2	6	—	1
1862	—	1	3	4	—	3	—	3	—	5	—	—
1863	—	—	—	2	—	2	—	3	—	2	—	—
1864	—	—	1	3	2	2	1	1	3	6	—	—
1865—75	1	2	3	19	2	6	1	2	2	28	—	—
1876	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1877	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—
1878	—	—	11	1	—	—	—	—	—	1	—	—
1879	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1880	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
1881	—	—	—	2	—	—	—	—	—	1	—	—
1882	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
1883	—	—	3	2	—	—	2	—	—	—	—	—
1884	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
1885	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1886—94	—	—	—	2	—	—	—	1	—	—	—	—
1895	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1896	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
1897—98	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1899—1900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
1901—02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
1903—17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1833—1859 計	3,754	3,746	6,896	6,858	3,441	3,421	6,790	6,770	2,541	2,492	1	—
1833—1875 計	3,757	3,757	6,910	6,910	3,459	3,459	6,808	6,808	2,551	2,549	1	1
1833—1917 計	3,757	3,757	6,924	6,924	3,459	3,459	6,811	6,811	2,551	2,551	2	2

ザクセン王国の土地負担償却件数統計とその問題点 815

その他の地役権		製粉		強制		ビール販売		償却合計		共同地分割		耕地整理		総計	
提議	決済	提議	決済	提議	決済	提議	決済	提議	決済	提議	決済	提議	決済	提議	決済
38	—	—	—	—	—	—	—	903	9	58	—	10	—	971	9
31	—	—	—	—	—	—	—	685	37	59	3	7	—	751	40
13	3	—	—	—	—	—	—	621	81	47	6	16	—	684	87
36	6	—	—	—	—	—	—	712	267	75	11	24	—	811	278
36	14	—	—	—	—	—	—	414	460	45	31	29	2	488	493
40	18	7	—	—	2	—	—	749	536	40	25	17	4	806	565
26	27	15	1	—	6	—	—	688	742	51	39	25	11	764	792
26	28	22	2	—	1	—	1	624	844	65	34	32	7	721	885
83	36	5	7	—	—	—	—	643	967	24	58	14	29	681	1054
79	70	16	24	—	4	—	2	1055	975	55	54	39	22	1149	1051
63	74	12	18	—	2	—	2	671	1054	53	62	34	26	758	1142
86	86	4	11	—	5	—	7	667	804	51	55	60	17	778	876
69	80	2	14	—	—	—	2	481	857	42	54	39	28	562	939
72	93	1	2	—	2	—	1	524	721	41	67	58	43	623	831
32	54	1	3	—	3	—	1	724	522	49	50	61	37	834	609
55	90	—	—	—	—	—	2	473	708	42	44	34	53	549	805
64	75	2	4	—	2	—	1	961	1068	68	102	60	108	1089	1278
37	35	5	2	—	—	—	3	1328	707	35	44	39	37	1402	788
281	118	7	7	—	4	—	2	8120	3488	49	52	91	65	8260	3605
252	120	4	1	—	6	—	1	2273	2575	28	21	73	33	2374	2629
41	118	2	2	—	1	—	3	795	2390	22	33	73	46	890	2469
27	114	1	3	—	—	—	2	586	1826	26	20	61	35	673	1881
13	66	1	3	—	—	—	1	139	1208	19	28	48	32	206	1268
8	152	2	5	—	2	—	4	244	2067	46	52	107	89	397	2208
2	7	—	—	—	1	—	—	28	52	28	36	53	54	109	142
4	11	—	—	—	—	—	—	23	69	11	16	50	33	84	118
—	4	—	—	—	—	—	1	3	21	10	9	43	35	56	65
1	4	—	—	—	—	—	—	1	13	8	18	44	32	53	63
1	2	—	—	—	—	—	—	8	14	13	15	43	49	64	78
3	14	—	—	—	—	—	—	12	71	87	176	566	733	665	980
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	64	64	76	76
—	—	—	—	—	—	—	—	11	5	33	9	258	69	302	83
—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	7	7	73	73	82	82
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	10	76	76	86	86
—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	8	8	94	94	103	103
—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	7	7	87	87	97	97
—	—	—	—	—	—	—	—	5	5	5	5	103	103	109	109
—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	29	6	576	111	1664	119
—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	5	5	115	115	121	121
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	107	107	109	109
—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	17	17	1054	1053	1073	1073
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103	104	103	104
—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	107	127	109	129
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	245	226	245	228
—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	227	236	228	236
—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	204	218	205	220
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	5	1111	1075	1124	1080
1,508	1,477	109	109	40	40	25,080	24,913	1,090	945	1,051	724	27,221	26,582		
1,519	1,519	109	109	41	41	25,155	25,153	1,249	1,215	1,850	1,660	28,252	28,028		
1,519	1,519	109	109	41	41	25,173	25,173	1,324	1,312	5,735	5,598	32,232	32,083		

Kreishauptmannschaft Dresden als Generalkommission für Ablösungen und Gemeinheitsteilungen)⁽⁸⁾に改組され、後者は1917年にはドレーズデン県庁付属全国耕地整理部 (Kreishauptmannschaft Dresden als Landesamt für Grundstückszusammenlegungen)⁽⁹⁾に改組された。このように第一次大戦期に至って土地負担償却は邦行政の対象から除外されたのである。

ところで、全国委員会の文書は、1917年以後もドレーズデン県庁文書館に保管されていたが、1948年にザクセン邦立中央文書館（これは1965年に国立ドレーズデン文書館となった）⁽¹⁰⁾に移管された。しかしながら、この時には全国委員会の業務文書 (Geschäftsakten)⁽¹¹⁾はすでに失なわれていた。また、全国委員会を監督した内務省の文書を見てみると、国立ドレーズデン文書館の同省文書第7部門を占める「償却と共同地分割」(1829—1917年)は量的にも小さく、質的にも不完全である⁽¹²⁾。さらに、全国委員会⁽¹³⁾は全期間についての詳細な業務報告を公表していない。したがって、全国委員会の業務内容を公式報告・文書に基づいて正確に把握することは、今日可能ではないのである。

2 もちろん、全国委員会の活動について公表された、簡単な統計がまったくないわけではない。長期的な比較が可能な統計として年次別・種目別提議・決済件数統計があり、それを取りまとめたものが第2表である⁽¹⁴⁾。まず、これらの統計の出所を検討しよう。

第2表1833—64年の出典は匿名の著作であるが、その著者は Reuning である。彼の後任者である後述 Langsdorff がそう断定しているし、Reuning の伝記作者も同様であるからである⁽¹⁵⁾。ところで、ザクセンでは農業利害の代表組織として1844年に農業中央協会 (der landwirtschaftliche Hauptverein) が創設されたが、これは1850年には農業協議会 (Landeskulturrat) に改組された。これら中央協会と協議会の事務担当者は内務省の農業問題担当官僚であった⁽¹⁶⁾。中央協会の初代事務担当者に任命され、中央協会から協議会への改組後も引き続いて長期間在任したのが (Christian) Theodor (Carl Heinrich) Reuning⁽¹⁷⁾であった。したがって、彼の統計は公式統計と見なされる。

次に、上述の農業協会は1872年に、名称変更なしに邦政府の諮問機関に改組され、事務総長を自ら選出しようこととなった。⁽¹⁸⁾協会の事務総長に初めて選出されて1873年に就任し、同じく長期間在任したのが Karl (Alexander) von Langsdorff である。⁽¹⁹⁾また、協会は1874年から機関誌として「ザクセン農業雑誌」を発行しており、⁽²⁰⁾1900—13年については年鑑として「ザクセン王国農業年報」をも発行した。⁽²¹⁾以上から、第2表の1865年以降1917年までの数値は準公式統計と見なされうるのである。⁽²²⁾

3 ここで本節冒頭の問いに戻ろう。第2表で1917年までの償却提議・決済総件数はいずれも25,173である。⁽²³⁾したがって、Groß氏が第1表で主張する償却処理総件数25,152は正確でない。これはまた、1859年までの提議件数としてはまったく誤っている。同氏の件数は第2表の1875年までの提議件数より3件小さい数字である。この3件の不足は、放牧権の提議件数2,551が2,549と誤記され、狩猟権のその1が脱落したために生じたものであろう。⁽²⁴⁾しかも、償却の実施過程の解明に関連して考察するべきは、Groß氏のように償却提議の時期ではなく、むしろ全国委員会による償却協定承認（決済）の時期であろう。

〔註〕

- (1) Gesetzsammlung 1832, S. 167. Vgl. Bär, S. 15; Schönebaum, S. 532; Boelcke, S. 289; Solta, S. 52; Groß (b), S. 104.
- (2) Gesetzsammlung 1832, S. 182. Vgl. Bär, S. 17; Groß (b), S. 105.
- (3) Gesetzsammlung 1831, S. 327. Vgl. Staatshandbuch, S. 314; Blaschke (b), S. 94.
- (4) Gesetzsammlung 1832, S. 203. Vgl. Bär, S. 11; Klössel, S. 13; Groß (b), S. 108. — そのために全国委員会は内務省の管轄の下に置かれた。Blaschke (b), S. 95; Schmidt (a), S. 223. 「……後者（全国委員会）に関する告発は内務省に対して通常は……なされるべきである」との32年償却法第273条の規定がこれを示すであろう。Gesetzsammlung 1832, S. 235. Vgl. Groß (b), S. 109. 最初の国政便覧 (Vgl. Bemann, S. 4, 36) たる Staatshandbuch, S. 358においても、全国委員会は内務省の管轄の下にある、とされている。また、全国委員会は、1833年1月1日以降一方の当事者の提議によって行なわれる償却と共同地分割に関する1832年12月13日

の命令によれば、「すでに本年5月以来活動して」いる、とされている。Gesetzsammlung 1832, S. 445. Vgl. Langsdorff (c), S. 437; Schöne (a), S. 130. ただし, Bär (S. 15) は上記の命令を挙げて、活動開始を32年3月と誤記している。創立当初の全国委員会の総裁と委員の名前は Teuthorn, S. 51, に、1837年当時のそれは Staatshandbuch, S. 358にある。

- (5) Gesetzsammlung 1832, S. 227—228, 232. Vgl. Judeich (a), S. 8; Bär, S. 11—12; Groß (b), S. 108—109. —しかし、従来の償却諸法への補充に関する1851年5月15日の法律——以下では51年補充法と略記——第32, 33条は償却協定公認方式に重大な変更を加えた。すなわち、「今後、一時金による償却に当っては、償却協定の作成と全国委員会によるその承認は必要なく、償却を登記するためには、一時金の受領と、それによって償却された自分の権利の放棄とに関する権利者の証明で十分である。」「権利者のこの証明は、義務を課された土地の土地登記官庁 (Grund- und Hypothekenbehörde) に提出されるべきであり、それに基づいてこの官庁は、土地・抵当台帳に記入されている諸負担から、償却されたものを抹消する。」Gesetzsammlung 1851, S. 137. Vgl. Bär, S. 30. そのために、私的償却協定のすべてが、そしてとくに51年補充法施行以後の一時金による償却協定のすべてが、裁判官庁から全国委員会に報告されたかどうか、したがって、それらが、本稿第2表に含まれているかどうか、かなり疑わしい。(土地登記官庁は1843年11月6日の土地・抵当台帳と抵当制度に関する法律第127条 (Gesetzsammlung 1843, S. 213) によって、その土地の非訴事件を管轄する裁判官庁であった。) なぜなら、償却法に対する若干の補充の規定、保護隸民制、委託地代銀行の停止に関する諸法律の実施令(1846年9月30日付) 第3条は、「裁判官庁は、各種の償却、共同地分割あるいは耕地整理に関する私的協定の登記を関係者から求められた場合、あるいは、それに関する仲介を自ら行なった場合、それについてこの官庁に届けられた提議をその都度ただちに、遅くとも4週間以内に、全国委員会に報告し、後者の発した処置に従わねばならない……」(Gesetzsammlung 1846, S. 238. Vgl. Judeich (a), S. 23) と規定したが、償却・共同地分割・耕地整理の仲介について裁判官庁に届け出られた提議に関してこの官庁が全国委員会に行なうべき報告に関する1851年7月9日の命令は、上記46年実施令の条文を繰り返したのち、次のように定めているからである。「このような報告は……多くの場合に行なわれなかったので、上の規定への留意がここに促される。そして、違反1件について全国委員会への5ターラーの秩序罰が定められる。」Gesetzsammlung 1851, S. 298. Vgl. Judeich (a), S. 23.
- (6) Gesetzsammlung 1834, S. 143. Vgl. Reuning (b), S. 50; Klössel, S. 21; Teuthorn, S. 52; Groß (b), S. 121—122.
- (7) Gesetzsammlung 1861, S. 509. Vgl. Judeich (a), S. 140; Langsdorff (a), S. 32—33; Landrentenbank, S. 51; Klössel, S. 30—43; Groß (b), S. 132. —なお、Groß (b), S. 132, がこの業務を「1864年以後」としているのは誤りで、「1862年以後」である。1861年11月26日の土地改良地代銀行設立法施行令第12条によって、同銀行の活動開始は1862年1月1日と定められたからである。Gesetzsammlung 1861, S. 515. Vgl. Judeich (a), S. 139; Langsdorff (a), S. 35;

- Landrentenbank, S. 65; Klössel, S. 43.
- (8) 独立官庁としての全国委員会の廃止に関する1876年2月18日の公布。Gesetzsammlung 1876, S. 198. Vgl. Langsdorff (a), S. 140; Langsdorff (b), S. 187; Langsdorff (c), S. 437; Klössel, S. 42—43; Tunthorn, S. 52—53; Schöne (a), S. 131; Groß (b), S. 132.
- (9) 全国委員会とそれに従属する官庁・官僚の名称変更に関する1917年10月18日の公布。Gesetzsammlung 1917, S. 141. Vgl. Schöne (a), S. 131; Groß (b), S. 132.
- (10) 国立ドレーステン文書館, 全国委員会文書地名索引, 序言。
- (11) Groß (b), S. 13—14.
- (12) Schlechte, S. 193.
- (13) 全国委員会の業務報告は, ザクセン史のすぐれた文献目録たる Bemmann の「諸負担とその償却」の項(S. 32—34)に見出せない。同時代文献にくわしい Judeich (a), (b)にも, 後述の特権権に関するもののほか, 言及されていない。
- (14) 1833—64年は Reuning (b), S. 52—53の再録。ただし, 償却合計は筆者の計算。1865—1917年は Langsdorff (a), S. 139; Langsdorff (b), S. 188; Langsdorff (c), S. 438; Zeitschrift, Bd. 44, 1896, S. 393; Zeitschrift, Bd. 45, 1897, S. 206; Zeitschrift, Bd. 47, 1899, S. 133; Jahresbericht, Bd. 1, 1901, S. 146; Zeitschrift, Bd. 52, 1904, S. 546; Zeitschrift, Bd. 66, 1918, S. 273, より計算。Vgl. Bär, S. 33—34 (1833—85年。典拠は明示されていない。); Klössel, S. 43 (1833—1900年。典拠は Zeitschrift, Bd. 49, 1901, S. 275); Kretzschmar, S. 15—16 (1833—1910年。典拠は Jahresbericht, Bd. 11, 1911, S. 125)。
- (15) Langsdorff (a), S. 1; Schöne (c), S. 334; Pönicke, S. 196. Vgl. Bemmann, S. 234; Schöne (a), S. 1.
- (16) Reuning (a), S. 53—55; Reuning (b), S. 106—107; Langsdorff (c), S. 641; Bär, S. 46—47; Klössel, S. 44; Schöne (a), S. 74—78, 83, 95; Schöne (b), S. 189; Schöne (c), S. 333, 341; Pönicke, S. 176—178; Groß (b), S. 158—159. —中央協会の創設と協議会への改組とに関する法令は法令集 Gesetz-sammlung に収録されていない。中央協会の創設については関係法令の月日が明らかでなく, Groß (b), S. 158 では創設の年も明示されていない。協議会への改組は, Langsdorff (a), S. 173; Langsdorff (c), S. 641; Schöne (a), S. 75; Schöne (b), S. 189; Schöne (c), S. 333; Pönicke, S. 177によれば, 1850年2月20日の命令(あるいは規約)による, とされている。1848年9月9日に中央協会によって決議され, 同年11月4日に内務省によって承認された農業協会組織綱要は, Reuning (b), S. 243—248に収録されている。
- (17) 彼の任命の時期は Schöne (c), S. 333; Groß (b), S. 159によれば1843年であり, Pönicke, S. 172によれば1844年である。また, 退任の時期は Schöne (c), S. 344; Pönicke, S. 197—198によれば1869年であり, Schöne (a), S. 89によれば1872年であった。
- (18) 1872年4月9日の農業協議会再編成法。Gesetzsammlung 1872, S. 80—84. Vgl. Langsdorff (a), S. 173—176; Langsdorff (c), S. 641—645; Bär, S. 47; Klössel,

- S. 44—46; Schöne (a), S. 78—79, 83; Schöne (b), S. 189—190; Pönicke, S. 178.
- (19) 彼の就任の時期は, Schöne (a), S. 89, 95では1872年とされているが, 当人の記述するように1873年と考えられる。Langsdorff (a), S. 182. Vgl. Schöne (b), S. 190. また, 退任は Schöne (a), S. 89によれば1898年, Schöne (b), S. 194によれば1901年, Schöne (a), S. 95によれば1902年である。
- (20) Schöne (a), S. 91, 165. —この機関誌は, 中央協会を中心とする農業協会連合の機関誌 *Amts- und Anzeigenblatt für die landwirtschaftlichen Vereine des Königreichs Sachsen* (1853年創刊) の継続誌である。Schöne (a), S. 165.
- (21) Schöne (a), S. 1, 166.
- (22) 「ザクセン農業雑誌」49巻(1901年)に発表された, 1833—1900年の総件数統計は, 翌年には Klössel によって引用されている。この著者は著作の表紙に自ら *General-kommissionsekretär in Dresden* と記しており, 他方では, *Generalkommission* なる名称の官庁は全国委員会しか存在しなかった (*Sachregister*, S. 86) から, 彼は全国委員会の官僚であったと考えられる。そのために, 上掲誌49巻の件数統計は, さらには上掲誌の他の巻の件数統計および, 協議会に由来する, 1865年以降の件数統計も公式統計と見なされうるのであろう。—なお, 償却に関する全国委員会の任務は1859年にほとんど終了した, としばしば主張されている。Langsdorff (a), S. 138; Langsdorff (b), S. 187; Langsdorff (c), S. 437; Klössel, S. 42; Schöne (a), S. 130.
- (23) Groß 氏は Langsdorff の3著作と Klössel の著作を引用している (Groß (b), S. 122, 150, 155, 159) にもかかわらず, これらの著書に含まれる償却件数統計, 最も長い期間のものとしては1900年までの数値, を無視しているわけである。
- (24) なお, Groß 氏はその論文において1859年までの償却提議件数を25,153と述べ, その内訳を示している (Groß (a), S. 18) が, この数字は著書125ページの件数に狩猟権1が追加されたものである。氏の著書で狩猟権が除かれた根拠は明らかでない。

Ⅲ 償却件数統計の問題点

1 以上のように本稿第2表によって, 償却に関する全国委員会の活動が全期間について明らかになったとしても, この簡単な統計から直ちに Groß 氏のような結論を導きうるであろうか。あるいは, 土地制度史研究の観点から見て, 償却件数統計はどのような問題点を含んでいるであろうか。

償却件数統計の一つの問題点は, それが土地負担の種目を示すのみであって, 土地負担の権利者と義務者については一切沈黙していることにある。た

とえ義務者をすべて農民と想定したとしても、権利者には主要なものとして領邦君主（管区・御領地）、騎士農場所有者、僧族・教会の3階層が考えられるからである。⁽¹⁾これらの権利者を区分しないままでは、土地制度の特質は十分に究明されえないであろう。

2 次に、償却件数統計は土地制度の地域的差異に関連して大きな問題点を含んでいる。

Groß氏は前掲書序論において研究対象地域を限定して、次のように述べている。ウィーン会議でザクセンからプロイセンに割譲されて、プロイセンの農民解放立法が適用された地域ばかりでなく、「ザクセン領オーバーラウジツも考察されない。この地域は土地制度上、エルベ河以東の農場領主制に主として属し、独自の研究を必要とする。……ザクセン内部におけるこの歴史的空間の農地法上の特殊的地位は、32年償却法がとくに1章をザクセン領オーバーラウジツに当てたことからも明白である。」⁽²⁾すなわち、ウィーン会議後のザクセン王国の版図のうち、オーバーラウジツを除いた地域、いわゆる本領地域のみが分析の対象とされているわけである。なぜなら、本領地域では農民解放以前に中部ドイツ荘園制が支配的な土地制度であったからである。⁽⁴⁾ところが、この正当な問題限定は、同書第3章第1節ではまったく顧慮されていないのである。

以上のように、第2表の償却件数統計は、本領地域とオーバーラウジツの件数を区分していないために、土地制度史の資料として大きな欠陥をもっている、と言わねばならない。

3 さらに、償却件数統計における提議・決済の件数が何を意味するかは、⁽⁵⁾かならずしも明らかではないが、償却件数統計は、償却地代とそれの算定の基礎となった土地負担の経済的意義を問う時、致命的な欠陥をもつと言わざるをえない。償却の実質的内容をなす償却地代の額は、償却件数統計ではまったく無視されているからである。すなわち、僅小な償却地代に係わる償却提議ないし決済と、巨額の償却地代に係わるそれとが、提議・決済件数とし

ては等価なものとなされているからである。極論すれば、償却件数の種目別構成比(第1表)は実質的意味をまったくもたない。年次別件数表における土地負担各種目の決済件数の始期と終期が、当該種目における償却協定承認の始期と終期(近似的には、それぞれの種目の土地負担が廃止される時期の始めと終り)を示すにすぎないのである。

4 最後に、年次別償却件数統計について留意されるべきことがある。第2表は、土地負担各種目が法律上同一の条件の下に置かれていたにもかかわらず、償却の提議(したがって決済)に大きな時期的差異があったことを示すものではない。そうではなくて、土地負担各種目の置かれていた条件は、法律上非常に異なっていたのである。この点を本領地域について概観しておこう。

まず、32年償却法によって一方の当事者の提議に基づく償却が可能となったのは賦役、現物貢租(以上、第51—52条)、放牧権、その他の地役権(第101条)であった。⁽⁷⁾次に、1838年3月27日のビール・製粉強制廃止法によって製粉強制(第26条)と個々の酒屋に対する農村の醸造所のビール販売権(第20条)とが義務者の提議によって償却可能となった。⁽⁸⁾さらに、償却法への若干の補充規定に関する1846年7月21日の法律第1条によって保有移転貢租が、51年補充法第10条によって年々の貨幣貢租が一方の当事者の提議によって償却されうることとなった。⁽⁹⁾最後に、他人の土地における狩猟権のうち、契約によって獲得されたために、ドイツ人の基本権に関するライヒ法の公布に関する1849年3月2日の命令第37条によって無償で廃止されていなかったもの、および、他人の土地における狩猟権に関する1858年11月25日の法律第3条の定める償却提議の期限までに償却が提議されなかったもの、については58年の上記法律第4条に基づいて一方の当事者による償却の提議が無期限に認められた。⁽¹¹⁾

このような、一方の当事者(少なくとも義務者)の提議のみによって償却されうる土地負担種目の漸次的拡大は、第2表の提議年次にほぼそのまま表現されていると見てよい。

〔註〕

- (1) 北ザクセン・グロースェンハイン郡における委託地代の権利者群別構成については、松尾 (a), (II), 141—150ページ, 参照。
- (2) 同法第 8 章「オーバーラウジツに関する特殊規定」Gesetzsammlung 1832, S. 238—243. Vgl. Bär, S. 13—14; Teuthorn, S. 50; Schönebaum, S. 524; Boelcke, S. 290; Solta, S. 50—51; Groß (a), S. 19; Groß (b), S. 104.
- (3) Groß (b), S. 23—24.
- (4) Groß (b), S. 25—26. Vgl. Groß (a), S. 1—3. —ウィーン会議後のザクセン王国について本領地域の土地制度を中部ドイツ荘園制, オーバーラウジツのそれを農場領主制と把える見解は, Lütge (a) の問題提起以来一般的に受け入れられている。Kötzschke, S. 125; Blaschke (a), S. 97; Lütge (b), S. 262; Blaschke (b), S. 65; Blaschke (c), S. 223—224.
- (5) これについての説明を私は知らないが、「ザクセン農業雑誌」の統計の最下段は示唆を与えてくれるように思われる。例えば、最も古い同誌44巻393ページの表では、1894年までの決済総件数30,086に対して最下段に承認数18,494が示されている。最も新しい同誌66巻273ページの表では、1917年までの決済総件数32,083に対して、承認数は20,310である。(Reuning と Langsdorff の統計にはこの種の数値が含まれていない。) この場合、決済総件数の半以下にすぎない承認(総)数とは、償却・共同地分割・耕地整理に関して全国委員会が承認した協定の総数のことである、と考えられないであろうか。すなわち、賦役と現物賃租のような、複数種目の土地負担の償却が同一の協定において実施された場合——こうした事例はグロースェンハイン郡でしばしば見られた。松尾 (a), (I), 61—100ページ, 参照。——, 第 2 表の件数統計にはそれぞれの土地負担種目が 1 件ずつ加算されているのではなからうか。
- (6) ただし、現物賃租のうち聖職者・学校教師への穀物賃租については、聖職者と学校教師への現物給付の償却に関する1840年7月14日の法律第 1 条によって、両当事者の合意に基づき償却されるべきものと、規定が変更された。しかし、この制限も、聖職者・学校教師への現物給付に関する1851年2月10日の法律第 1 条によって撤廃された。Gesetzsammlung 1840, S. 147; Gesetzsammlung 1851, S. 45—46. Vgl. Judeich (b), S. 65; Bär, S. 24, 27; Lütge (b), S. 265; Solta, S. 53; Groß (b), S. 114—115.
- (7) Gesetzsammlung 1832, S. 180, 196. Vgl. Landrentenbank, S. 35; Bär, S. 16—20; Klössel, S. 14; Kötzschke, S. 142—143; Groß (b), S. 105—107. —なお、その他の地役権とは、同法第101条に規定された森林利用権などの地役権が全国委員会によってこの名称の下に一括されたものと考えられる。また、Groß (b), S. 106で、32年償却法において保有移転賃租が「一方の当事者の提議」に基づき償却可能と述べられているのは、両当事者の合意に基づき(同法第90条)、の誤植である。Gesetzsammlung 1832, S. 193. Vgl. Bär, S. 19; Groß (b), S. 111. さらに、Groß (b), S. 106は、償却対象として現物賃租一般ではなく、現物十分の一税のみを挙げている。
- (8) Gesetzsammlung 1838, S. 280—281. Vgl. Judeich (a), S. 6; Judeich

- (b), S. 70; Bär, S. 23—24; Groß (b), S. 114. —ただし, Groß (b), S. 114では, この種のビール販売権についての言及がない。
- (9) *Gesetzsammlung* 1846, S. 70. Vgl. Judeich (b), S. 64; Bär, S. 19, 25; Groß (b), S. 113.
- (10) *Gesetzsammlung* 1851, S. 131. Vgl. Judeich (b), S. 66—67; Landrentenbank, S. 35; Bär, S. 29; Klössel, S. 14; Groß (b), S. 120. —厳密に言えば, 51年補充法第10条は, 国税, 市町村税, 教会税, 鉦山十分の一税 (以上は32年償却法第52条による), 土地に課されるすべての貨幣貢租, および, 財団によってその目的のために設定されたすべての固定基金 (eiserne Capitale) の利子を例外として (明記されていないが, 後述の狩猟権も例外であった), 私人・団体・財団・国庫から土地に課されるすべての貢租・給付のうち, 諸法律がその無償廃止を指令しなかったものが, 一方の当事者の提議によって償却可能である, と規定したのである。しかも, 同法第23, 25条によれば, 一方の当事者の提議に基づいて償却される土地負担は, 貨幣貢租と償却地代とを除いて, 1854年1月1日までに償却の提議がなされなければ, この日をもって土地負担としての性格を失ない, 当日における土地所有者とその相続人が, その土地を所有するかぎり負担する人身上の義務にすぎなくなり, かかる土地を所有する自然人と法人 (physische und moralische Personen) のこの義務も1884年1月1日には最終的に消滅する, と定められていた。したがって, こうした土地負担に対して補償を請求しうる権利者は, 遅くとも1853年12月31日までに全国委員会に償却を提議せねばならず, さもなければ, 権利を失うことになったのである。 *Gesetzsammlung* 1851, S. 135—136. Vgl. Judeich (a), S. 6; Judeich (b), S. 65—66; Landrentenbank, S. 36; Bär, S. 30; Teuthorn, S. 52; Schönebaum, S. 532; Lütge (b), S. 266; Groß (b), S. 120. このような法規定の無視から生じる不利益については, 償却事項の最大限の迅速化の必要に関する1852年12月6日の命令第1条 (*Gesetzsammlung* 1852, S. 329—330), 一方の当事者の提議によって償却しうる現物給付, 保有移転貢租徴収権, 賦役であって, 教会・財団・聖職者・教師・教会雇人に帰属するすべてのものについての償却の提議に関する1853年10月25日の命令, 償却の提議について1853年12月31日と定められた失権期日に関する1853年12月1日の命令 (*Gesetzsammlung* 1853, S. 257—258, 270—272) によってくりかえし注意が喚起された後, 失権規定は発効した。すなわち, 権利者の不利益の回復はなされなかった, と10年後に Judeich は書き記している。 Judeich (b), S. 66. このような法規定があるにもかかわらず, 本稿第2表に示されているように, 全国委員会は1854年以後も, 貨幣貢租と狩猟権とを除く土地負担の償却に関する提議を受け入れている。その理由を私は明らかにすることができない。
- (11) *Gesetzsammlung* 1858, S. 324—325. Vgl. Judeich (b), S. 78. —本稿第2表に採録された狩猟権償却は, この規定に基づくものであろう。ただし, 一般に他人の土地における狩猟権は1849年の上記基本権公布令第37条によって無償で廃止されたが, 1858年の上記狩猟権法がこの原則を変更し, 狩猟権も償却されるべきものと定めた。すなわち, 同法第1, 2, 4条によって, 1859年4月1日までに返還が要求されるならば, 狩猟権はそれのかつての保持者ないしその権利継承者に返還される。返

還された狩猟権は、8週間以内に一方の当事者が提議するならば、償却可能である。これらの条件を充たす狩猟権については、償却地代の60%を国庫が、残り40%を義務者が負担する。Gesetzsammlung 1849, S. 38; Gesetzsammlung 1858, S. 323—324. Vgl. Judeich (b), S. 77—78; Schönebaum, S. 532; Zeise, S. 257; Groß (b), S. 116, 118; 松尾 (b), 171ページ。(Groß 氏上掲箇所は49年の無償廃止については示唆しているが、58年法による償却にはまったく言及していない。)以上の規定に基づいて5,832件の狩猟権が申告され、その償却は1860年4月までに完了した。Judeich (b), S. 77—78. このようにして償却された狩猟権は、本稿第2表には取められていないはずである。また、この償却統計は政府機関紙 *Dresdner Journal* 1860年4月18日号に発表され、後には Judeich によっても確認されたから、公式統計と見なされうる。なぜなら、Judeich は二つの著作の表紙で *Kreissteuerrath zu Dresden* (ドレーズデン・クライス国税局長) と名のっているからである。国税局長は、上級租税庁 (*Ober-Steuer-Collegium*) の廃止とそれに伴う変更に関する1833年11月2日の命令第4条によれば、直接税に関する中級行政区 (*Steuerkreis*) の長官であった (*Gesetzsammlung* 1833, S. 128. Vgl. Schmidt (a), S. 155, 219—220; Schmidt (b), S. 24) し、直接税行政は、次稿でふれるように、委託地代銀行のための委託地代の徴収と直接関連していたのである。

IV 終りに

以上、全国委員会の償却件数統計は、Groß 氏のそれを補正して、この官庁の創設から廃止までの全期間について作成されうる。しかし、この統計は、それのもつさまざまな欠陥のために土地制度史の資料としての意味をほとんどもたない、と言わねばならない。なお、ザクセンの農民解放に関しては今一つの公式統計、委託地代額統計がある。これについては次稿で検討する予定である。

〔引用文献〕

- [1] Bär, E. F(elix), Die Ablösungsgesetzgebung im Königreich Sachsen bis 1889, Zwickau 1892.
- [2] Bemmann, Rudolf, Bibliographie der sächsischen Geschichte, Bd. I/2, Leipzig und Berlin 1921. (Nachdruck Leipzig 1970)
- [3] Benedict, Ernst, "Die agrarrechtlichen Reformen des 19. Jahrhunderts in Sachsen als gestaltende Kraft der Kulturlandschaft". In : Leipziger Geographische Beiträge, Prof. Dr. Edgar Lehmann zum 60. Geburtstag. Leipzig 1965.
- [4] Blaschke (a) = Karlheinz Blaschke, "Das Bauernlegen in Sachsen". In : Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte, Bd. 42, 1955.
- [5] Blaschke (b) = Karlheinz Blaschke, Sächsische Verwaltungsgeschichte, Berlin 1958.
- [6] Blaschke (c) = Karlheinz Blaschke, "Grundzüge und Probleme einer sächsischen Agrarverfassungsgeschichte". In : Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung, Bd. 82, 1965.
- [7] Boelcke, Willi, Bauer und Gutsherr in der Oberlausitz, Berlin 1957.
- [8] Gesetzssammlung = Gesetzssammlung für das Königreich Sachsen, 1818—1831 ; Sammlung der Gesetze und Verordnungen für das Königreich Sachsen, 1832—1834 ; Gesetz-und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen, 1835—1918.
- [9] Groß (a) = Reiner Groß, "Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen und die sächsische Oberlausitz". In : Letopis, Reihe B, Bd. 14/1, 1967.
- [10] Groß (b) = Reiner Groß, Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts, Weimar 1968.
- [11] Jahresbericht = Jahresbericht über die Landwirtschaft im Königreich Sachsen.
- [12] Judeich (a) = Albert Judeich, Die Landrentenbank im Königreiche Sachsen, Leipzig 1862.
- [13] Judeich (b) = Albert Judeich, Die Grundentlastung in Deutschland, Leipzig 1863.
- [14] Klössel, M. Hans, Sächsische Agrargesetzgebung, Berlin 1902.
- [15] Kötzschke, Rudolf, Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen, Remagen 1953.
- [16] Kretzschmar, Herbert, Das ländliche Genossenschaftswesen im Königreich Sachsen, Berlin 1914.
- [17] Landrentenbank = Die Landrentenbank im Königreiche Sachsen, hrsg. von der Königlichen Land-, Landeskultur-und Altersrentenbank-Verwaltung, Dresden 1883.
- [18] Langsdorff (a) = Karl von Langsdorff, Die Landwirtschaft im König-

- reich Sachsen und ihre Entwicklung bis Ende 1875, Dresden 1876.
- [19] Langsdorff (b) = Karl von Langsdorff, Die Landwirthschaft im Königreich Sachsen und ihre Entwicklung in den Jahren 1876 bis einschl. 1879, Dresden 1881.
- [20] Langsdorff (c) = Karl von Langsdorff, Die Landwirthschaft im Königreich Sachsen, ihre Entwicklung bis einschl. 1885 und die Einrichtungen und Wirksamkeit des Landeskulturraths für das Königreich Sachsen bis 1888, Dresden 1889.
- [21] Lütge (a) = Friedrich Lütge, Die mitteldeutsche Grundherrschaft, Jena 1934.
- [22] Lütge (b) = Friedrich Lütge, Die mitteldeutsche Grundherrschaft und ihre Auflösung, 2. Aufl., Stuttgart 1957.
- [23] Pönicke, Herbert, "Dr. Theodor Reuning". In: Neues Archiv für Sächsische Geschichte, Bd. 56, 1935.
- [24] Reuning (a) = (Theodor) Reuning, Die Entwicklung der sächsischen Landwirthschaft in den Jahren 1845—1854, Dresden 1856.
- [25] Reuning (b) = (Theodor Reuning,) Die Landwirthschaft in Sachsen, Dresden 1865.
- [26] Sachregister = Haupt-Sachregister zum Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen auf die Jahre 1818 bis 1907, Dresden 1908.
- [27] Schlechte, Horst, "Ministerium des Innern". In: Hellmut Kretzschmar, Hrsg., Uebersicht über die Bestände des sächsischen Landeshauptarchivs und seiner Landesarchive, Leipzig 1955.
- [28] Schmidt (a) = Gerhard Schmidt, Die Staatsreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts, Weimar 1966.
- [29] Schmidt (b) = Gerhard Schmidt, "Die Zentralverwaltung Sachsens von 1831 bis 1918", (I). In: Letopis, Reihe B, Bd. 27/1, 1980.
- [30] Schöne (a) = (Bruno) Schöne, Hrsg., Die Sächsische Landwirtschaft, ihre Entwicklung bis zum Jahre 1925 sowie Einrichtungen und Tätigkeit des Landeskulturrats Sachsen zu Dresden, Dresden 1925.
- [31] Schöne (b) = (Bruno) Schöne, "Karl Alexander von Langsdorff". In: Sächsische Lebensbilder, hrsg. von der Sächsischen Kommission für Geschichte, Bd. 1, Dresden 1930.
- [32] Schöne (c) = (Bruno) Schöne, "Theodor Reuning". In: Sächsische Lebensbilder, hrsg. von der Sächsischen Kommission für Geschichte, Bd. 1, Dresden 1930.
- [33] Schönebaum, Herbert, "Agrarrechtliche Reformen in Sachsen seit der Mitte des 18. Jahrhunderts". In: Zeitschrift, Bd. 65, 1917.
- [34] Solta, Johannes, Die Ertragsentwicklung in der Landwirtschaft des Klosters Marienstern, Bautzen 1958.

- [35] Staatshandbuch = Staats-Handbuch für das Königreich Sachsen 1837, unter Genehmigung der Staatsregierung hrsg. vom Directorium des statistischen Vereins, Dresden (1837).
- [36] Teuthorn, Karl Georg Immanuel, Das sächsische Gesetz über Ablösungen und Gemeinheitsteilungen vom 17. März 1832 in seiner Entstehung und in seinen Folgen, besonders in Betreff der auf Grund des Gesetzes vorgenommenen Gemeinheitsteilungen, Leipzig 1904.
- [37] Zeise, Roland, Die antif feudale Bewegung der Volksmassen auf dem Lande in der Revolution 1848/49 in Sachsen, Diss. Potsdam 1965.
- [38] Zeitschrift = Sächsische landwirtschaftliche Zeitschrift.
- [39] 松尾 (a) = 松尾展成「グロースハイン郡 (北ザクセン) における土地負担とその償却」(I), (II), 『岡山大学経済学会雑誌』, 11巻1号—2号, 1979年。
- [40] 松尾 (b) = 松尾展成「『九月騒乱』期における騎士領ブルシェンシュタイン所属集落 (南ザクセン) からの請願書」(I), 『岡山大学経済学会雑誌』, 12巻2号, 1980年。

(第3節注5への補注) 私は最近 *Leipziger Zeitung*, 1858年7月3日, 3360—61ページ; 1860年6月14日, 2882—83ページ; 1862年5月2日, 2217—18ページのマイクロフィルムを入手した。(1660年に創刊されたこの新聞は1831年初以降, 従来の賃貸経営からザクセン政府の直接管理に移された。Witzleben, C (äsar) D (ietrich) von, *Geschichte der Leipziger Zeitung*, Leipzig 1860, S.13, 134—135. したがって, 上掲箇所にある統計は準公式統計と見なされうる。) そこには, 全国委員会の活動状況に関する統計表が収められており, 1833年から1857, 59, ないし61年までの年次別・種目別提議・決済件数統計は, 本稿第2表の当該年のそれと同一である。しかし, これらの統計で注目されるのは, 決済総件数の次に「承認された協定の数」なる欄があることである。同紙1862年2218ページで見ると, 承認協定数は1833年9, 1834年35, 1835年63, ……であり, 第1年度1833年に決済総件数と同一であるほかは, 後者より常に小さい。1861年までの決済総件数合計26,842に対して同年までの承認協定数合計は15,797である。以上から, 本稿第2表(したがってまた第1表)における件数の意味がまず明らかになる。それは, 第2表の11種目に分類した提議ないし決済の単なる度数のことである。そのために, 提議ないし決済が複数種目にわたる場合, それらの各種目で1件ずつの加算が行なわれることになる。次に, 上記統計における「承認された協定の数」は, 1894年以後の統計における「承認数」と同義と見なされうる。一方で1861年までの決済件数に対する承認協定数の割合は59%であるが, 他方で決済件数に対する承認数の割合は1894年までが61%, 1917年までが63%であって, この割合に関して両者間にほとんど差異がないからである。最後に, 全国委員会の決済は「提議の撤回, 協定の承認, あるいはその他の方法で」(1858年3361ページ, 1860年2883ページ, 1862年2218ページ)行なわれたことが注目される。しかも, 提議の撤回, その他の方法による決済は決して無視しうるほど小さなものではなかった。これを協定の

承認による決済の件数と対比すると、1857年には前者248件に対して後者1,020件（1858年3360ページ）、1858/59年には前者881件に対して後者1,327件（1860年2282ページ）、1861年には前者33件に対して後者85件（1862年2217ページ）であった。この種の統計で一層長い時期のものを私は知らないので、この4年間だけで考えると、承認による決済2,432件に対して撤回その他による決済1,162件となる。協定の承認に至った決済件数は総数の68%にすぎないわけである。提議の撤回、その他の方法で決済された件数がこれほど多いにもかかわらず、種目別提議・決済総件数のみを Groß 氏のように問題にすることは、意味がないのではなからうか。

（後記） 本稿の作成にあたって Gerhard Schmidt 博士（Dresden）から、いくつかの術語などについて教示を得た。記して深謝したい。